

石川労働局発表  
平成24年7月31日

【照会先】  
石川労働局労働基準部賃金室  
室長 東 勝則  
地方賃金指導官 小谷 一彦  
(直通電話)076(265)4425

## 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)の利用状況について

石川労働局(局長 磯部隆文)では、現在、平成24年度の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(以下「業務改善助成金」という)の申請を受付中であるが、このほど本年度第1・四半期の利用状況を取りまとめた。

今年度の利用件数は、平成23年度に比べ大幅に伸びているものの、未だ低調であることから、引き続き県下中小事業主の利用を幅広く呼び掛けていくこととしている。

- |                 |      |        |     |
|-----------------|------|--------|-----|
| ・ 交付申請事業場数      | 8事業場 | (前年度実績 | 3件) |
| ・ 交付決定事業場数      | 8事業場 | (前年度実績 | 2件) |
| ・ 主な利用内容は別紙のとおり |      |        |     |

### 《参考》

#### 1 業務改善助成金制度の目的

この制度は、2020年までのできる限り早い時期に時間給又は時間換算額(以下「時間給等」という)で全国最低800円の賃金を確保するとした政労使合意(平成22年6月3日、第4回雇用戦略対話)を踏まえ、中小企業に対する支援を行うことで政労使が合意した「雇用戦略・基本方針2011」(平成22年12月15日、第6回雇用戦略対話)に基づき、地域別最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業の事業主を支援するために設けられているものです。

## 2 制度の概要

中小事業主が、以下の支給要件を満たした場合に、国の予算の範囲内で助成する制度です。

### (1) 支給要件

- ① 事業場内で最も低い時間給等を4年以内に800円以上とする賃金改善計画を作り、少なくとも計画1年目に40円以上の賃金引き上げを実施する。
- ② 上記①の賃金改善計画と併せて、賃金制度の整備、就業規則の作成・改定、労働能率の増進に資する設備・機器の導入などの業務改善を実施し、費用を支出する。

### (2) 支給額

- ・上記業務改善に要した費用の2分の1(上限100万円、下限5万円)